

(刑罰だけによる対応の限界)

事例

とある矯正施設出所者のお話



70代、男性。IQ:45。家族とは疎遠。定年まで大工として働く。
仕事が無くなり、生活リズムが崩れ、昼夜飲酒。金銭管理も上手く出来ず、
ホームレス生活。酒欲しさに窃盗を繰り返し、矯正施設（刑務所）に1年入所。
認知能力の低下はあるものの刑務所では周囲のサポートがあって生活できていた。

受刑者

矯正施設出所



「刑務所の門から右と左どちらにいけばええの・・・？」
「待っててくれている家族も友達もおらん」
「刑務所で稼いだお金は1万円。すぐに無くなり、あと98円」
「市役所に行ったけど、住所が無いと生活保護を受けられん・・・？」
「もうどうでもええ・・・！！また、刑務所に帰りたい」

地域住民

矯正施設 > 地域生活!?

罪を犯した人は、必ずしも悪い人、怖い人とは限りません。
その人のことを知れば、周囲の人の受け止め方が変わっていくことがあります。
また、必要な福祉の支援があれば、その人も安心して生活できるようになります。

具体的には…

- 安心して生活できる場所の確保
- 体とこころの健康を育む機会の保障
- 本人がこれまで大切にしてきたことを知る
- 相談できる対等な人間関係をつくる
- やりがいのある日中活動を探す などがあげられます。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる」よう
あなたの力を貸してください。



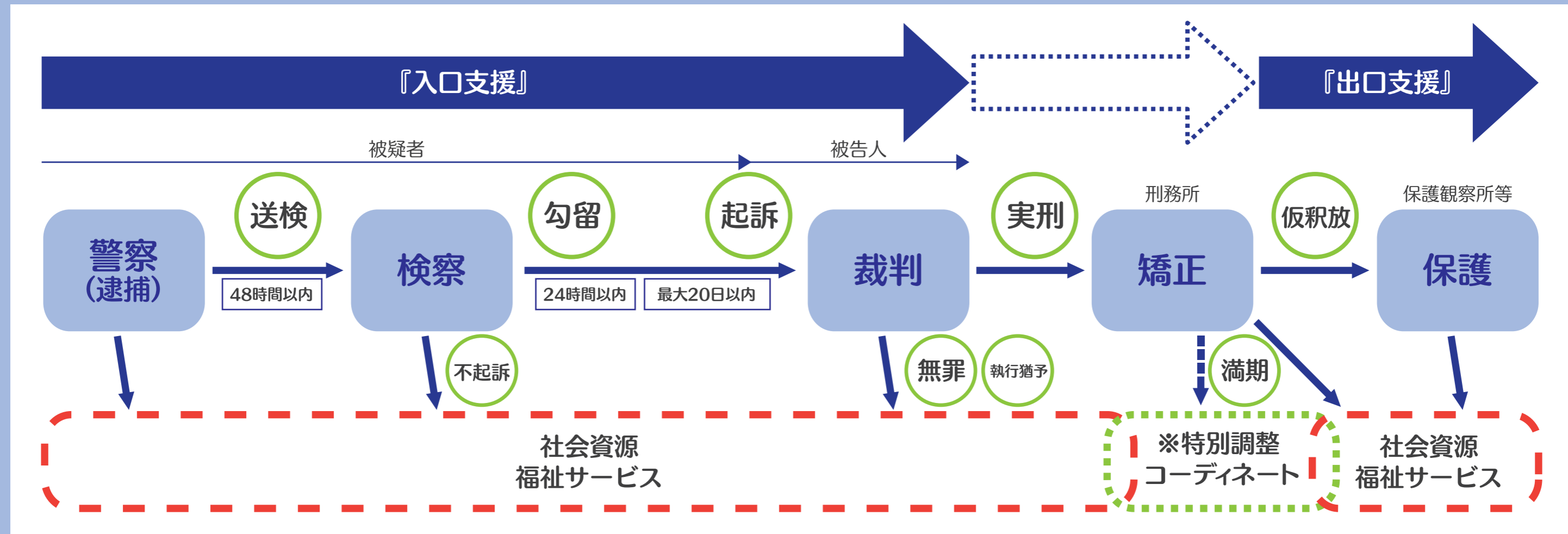
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県地域生活定着支援センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館
TEL 083-924-2818 FAX 083-922-1295
月曜日から金曜日 8:30~17:15(年末年始・祝日除く)

「地域で共に生きる」

～福祉の支援があれば、
罪に問われることもなかったかもしれない～

《司法と福祉の連携による対応・支援》



※身体を拘束された場合の経過

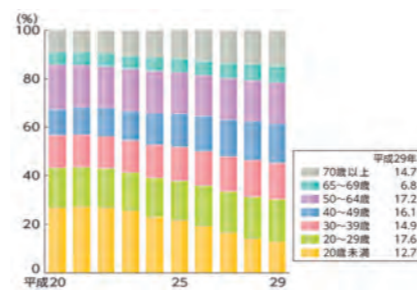
◆なぜ犯罪行為に至った人に支援が必要なのか？

必要な福祉の支援が受けられず、家族や周囲から孤立し、孤独や生活苦から犯罪を繰り返してしまう、高齢者や障害者が数多くいます。

例えば…

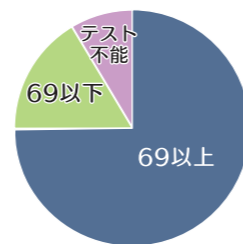
- 障害ゆえに仕事や職場に馴染めず、社会の中で居場所を失っている
- 経済的に困窮していたり、健康上の問題を抱えている
- 家族や周囲との関係が不安定になっている
- 自分の言葉で困りごとを上手く相談できなかったり、相談に行く場所や方法がわからない

【刑法犯検挙人員に占める高齢比率（平成30年版犯罪白書）】



- ・高齢者の割合 21.5%
(各年齢層で最も高く、5人に1人)
- ・70歳以上の占める割合が顕著に上昇
(平成10年 2.1%→29年 14.7%)

【知的障害者又は知的障害が疑われる者（矯正統計表 2017）】



- ・知的障害の疑いのある者とされる「能力検査値 69 以下等」の新規受刑者の割合 24.5% (4人に1人)
- ※療育手帳の所持者はごくわずか

◆なぜ「福祉」による支援が求められるのか？

- ①犯罪行為には必ず背景がある
罪を犯さざるを得なかった背景やその人の生活歴など“その人”自身に目を向けた支援が必要です。
- ②犯罪を繰り返さないためには、生活の質の向上とリスク管理のバランスが重要
福祉の視点から知恵をしぼり、アプローチしていくことで地域で安心して暮らせることができるようになる人がたくさんいます。
- ③チームで支援する
複数の機関が関わることによって、柔軟性のある支援が可能となります。

ことばの解説

※入口支援

「被疑者・被告人」の段階から、どのような福祉的支援が適切かを考えて環境整備する。

※出口支援

刑務所を出た人を福祉による支援につなげて本人の生活の質を向上するための環境を整える

※特別調整コーディネート

福祉サービスが必要な矯正施設入所者に対してニーズの確認を行い、社会復帰の生活環境の調整をおこなう